

指定訪問看護及び介護予防訪問看護運営規定

(趣旨)

第1条 この規程は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護、指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)の規定に基づき、株式会社ホームケアべんり堂が行う訪問看護事業の運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営の方針)

第2条 ホームケアべんり堂訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)は、高齢化社会における在宅療養の支援対策として、医療、保健及び福祉サービスと密接な連携を図り、指定訪問看護及び介護予防訪問看護、指定訪問看護(以下「指定訪問看護等」という)を提供するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称ホームケアべんり堂訪問看護ステーション
- (2) 所在地徳島県徳島市北矢三1丁目1-15番地

(職員)

第4条

1. ステーションに次の職員を置く。

- (1) 管理者看護師1人(常勤兼務)
- (2) 看護職員看護師4人(常勤兼務1人・非常勤専従3人)
- (3) 准看護師1人(常勤専従0人・非常勤専従1人)

2. 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、ステーションの運営に係る事務を総括する。
- (2) 看護職員は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護を実施し、その結果の記録及び報告を行う。
- (3) 第1項第2号及び第3号に定める者(以下「看護師等」という)は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護等の業務に従事するときは、職員証(別記様式)を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(業務日及び業務時間)

第5条

1. 業務日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日・祝祭日の休日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 8月12～15日及び12月30日から翌月3日まで

2. 業務時間は、午前9時から午後5時までとする。

(指定訪問看護等の提供方法)

第6条 看護師等は、指定訪問看護等を提供するに当たっては、主治医との密接な連携を図るとともに、保健サービス及び福祉サービスを提供する担当者との連携を図るものとする。

第7条 指定訪問看護等の内容

1. 指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状観察
- (2) 清拭・入浴及び洗髪等
- (3) 褥瘡の処置等
- (4) 体位の交換
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事及び排泄の介助
- (8) 輸液管理
- (9) 家族その他の介護者に対する指導等

2. 前項各号に定める指定訪問看護等のサービスについては、そのサービスを受けている者(以下「利用者」という)ごとに訪問看護指示書に基づく訪問看護計画を作成し、当該計画書により実施するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の指定訪問看護及び介護予防訪問看護等の実施地域は、徳島市・鳴門市・藍住町・北島町・板野町・上板町・石井町・佐那河内村の区域とする。

第9条 緊急時等の対応

1. 看護師等は、訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な措置を講じなければならない。
2. 看護師等は、前項の処置を講じた場合は、管理者に報告しなければならない。

第10条 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第11条 利用料

1. 利用料は、基本利用料及びその他利用料とし、利用者から徴収する。
2. その他利用料は、交通費及び利用者負担金とする。
3. 利用料の額は、次のとおりとする。
 - (1) 基本利用料法令に基づき厚生労働大臣が定める額(介護保険法(平成9年法律第123号)の適用を受ける指定居宅サービスによる訪問看護サービス(以下「介護保険法による訪問看護サービス」という)を行う場合、法定代理受領サービスである介護報酬告知上の額とする。
 - (2) その他利用料
 - ① 交通費第7条に定めた通常の指定訪問看護等の実施地域以外に居住する利用者に対する指定訪問看護等の提供に係る看護師等の派遣に要する交通費
 - (ア) 交通機関を利用の場合実費
 - (イ) 交通機関以外の手段による場合月額500円
 - ② 利用者負担金
 - (ア) 特別な事情による訪問看護を実施した場合の利用者負担金(介護保険法による訪問看護サービスを行う場合を除く。)
 - (ア) 死後の処置料在宅で死後の処置を実施した場合15,000円

第 12 条

1. 管理者は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修採用後 1 箇月以内
 - (2) 継続研修年 1 回
2. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。

附則

- ※ 1 この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- ※ 2 この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行(人員体制一部変更)する。
- ※ 3 変更事項令和 6 年 1 月 1 日付け虐待防止に関する事項追加。